

建機サポート制度のご案内

建機サポート制度は、レンタル機器を安心してご利用いただくための、サポート制度となっており、万が一の事故によるお客さまの負担を考慮し、一部を除き自動的に加入させていただいております。建機サポート制度には、お客さま負担規定があり、損害額が建機サポート制度の限度額を超える場合の超過分はお客さまのご負担となります。

また、建機サポート制度が対応できないケースがあります。

建機サポート制度 3つの補償

①自動車補償

レンタカー（ナンバー付）
運行中・管理中に発生した自
動車事故の損害に対する補償

②動産補償

建設機械（ナンバーなし）
使用・管理中の偶然な事故で
建設機械そのものが損傷した
場合の補償

③賠償補償

建設機械（ナンバーなし）
使用・管理中に第三者へ損害を
与え法律的に賠償責任が発生し
た場合の補償

①自動車補償

レンタカー（ナンバー付）の運行中・管理中に発生した自動車事故につ
いて、相手への賠償（対人・対物）と車両自体の損害を補償します。

②動産補償

レンタルされた建設機械器具について、保管中・輸送中・使用中に当該
機器に生じた損傷を補償します。

殆どすべての偶然な事故によって損害を受けた場合に補償対象となりま
す。

（例）豪雨・土砂崩れなどの水災、台風などの風災といった自然災害に
よる損害

③賠償補償

レンタルした建設機械（ナンバーなし）を使用・管理中の請負作業・請
負工事中に、建設機器の操作・操縦・使用上のミス等により、下請負人
を含むに第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った
場合に補償します。

（例）建設機械の操作・操縦・使用上のミスによって生じた事故
高所作業車から工具や資材を落下させたことによって
生じた対人・対物事故

①自動車補償

補償内容

補償項目	限 度 額	お客さま負担額
対人・対物	無制限	100,000円
車両損害	部分損：修理額 全損・盗難：実損額	200,000円

管理料

対象機種	軽トラック 軽バン 軽ダンプ など	2 t ダンプ 3 t ダンプ (3 転、低床含む) など	4 t ダンプ ユニック車 散水車 パッカー車 高所作業車 など	左記以外の 登録ナンバー付建 設機械 (ロードロー ラー) など
管 理 料	500円	700円	1,000円	レンタル料金 ×10%

主な補償対象外事項

- ① 事故を起こした人と死傷した被害者が同じ勤務社内間(下請などを含む)の場合
 - ② 事故を起こした人および会社の管理下にある財物が被害にあった場合
 - ③ 警察への事故届けがなかった事故
 - ④ 酒帯運転・無免許運転・麻薬使用等による運転中の事故
 - ⑤ 故意・詐欺・ねつ造事故
 - ⑥ 当社の貸渡約款の条項に違反した使用による事故
 - ⑦ 使用または管理上の重大な過失によって発生した損害
 - ⑧ その他保険会社が適応外と認定した事故

など

②動産補償

対象

自走式建設機械 (ナンバーなし)	機 械 類	そ の 他
バックホー ローラー キャリア など	発電機 エアコンプレッサー 溶接機 など	仮設ハウス 仮設トイレ 機材 など

補償内容

以下の事故で対象が損傷を受けた場合に修理費等をお支払いします。

- ・ 作業場の事故 破損・曲がり・凹み・衝突・接触・横転 など
- ・ 災害に関する事故 火災・破裂・爆発・落雷・風災・水災・衝突 など
- ・ 保管中に生じた事故 盗難・いたずら

サポート料

- ・ レンタル料金×１０％

お客さま負担金額

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 修理金額１００万円未満 | １００，０００円 |
| ・ 修理金額１００万円以上（全損） | 損害額の２０％ |

主な補償対象外事項

- ① 故意、重大な過失または法令違反による損害

② 詐欺または横領による損害

③ 地震による損害

④ 戦争、変乱、暴動、騒じょうによる損害

⑤ 電氣的・機械的事故による損害

⑥ 紛失・置忘れによる損害

⑦ 当社の貸渡約款の条項に違反した使用による事故 ほか

③賠償補償

補償内容

建設機械（ナンバーなし）を使用・管理中に第三者へ損害を与え、法的に損害賠償請求が発生した場合に補償します。

補償項目	限度額	お客さまご負担額
対人賠償	1 事故 3 億円 1 名につき 1 億円	3 0 万円
対物賠償	1 事故 1, 0 0 0 万円	3 0 万円

サポート料

②動産補償の補償料に含まれます。

主な補償対象外事項

- ① 事故を起こした人と死傷した被害者が同じ勤務社内間(下請などを含む)の場合
 - ② 事故を起こした人および会社の管理下にある財物が被害にあった場合
 - ③ 故意・詐欺・捏造事故の場合
 - ④ 当社の貸渡約款の条項に違反した使用による事故
 - ⑤ その他保険会社が適用外と認定した事故
- ほか

■事故が発生したら

- 負傷者がいる場合、速やかに救護措置をとってください。
- 自動車事故の場合は、最寄りの警察へご連絡ください。（道路交通法72条）
- 事故発生後、直ちに当社へご連絡ください。（報告が遅れた場合、建機サポート制度の適用ができない場合があります）
- 自動車事故について、休日および時間外により当社へ連絡がつかない場合は、損害保険取扱代理店もしくは引受保険会社へご連絡ください。
- 相手がいる事故について、賠償金額や示談等の決定には保険会社の承認が必要となります。お客さま独自による和解等により、過度な賠償金請求が発生しても対応できません。

■本社・本社工場

下関市綾羅木新町4丁目2-4

TEL：（083）-252-5650 FAX：（083）-253-0696

■小月営業所

下関市小月幸町2-15

TEL：（083）-282-4680 FAX：（083）-282-8524

■彦島営業所

下関市彦島西山町4丁目1-25

TEL：（083）-266-1245 FAX：（083）-266-1178

■豊田営業所

下関市豊田町大字中村392-1

TEL：（083）-766-2930 FAX：（083）-766-2928

■長門営業所

長門市日置上大内山14-1

TEL：（0837）-37-4715 FAX：（0837）-37-4716

■豊浦営業所

下関市豊浦町大字川棚7204-1

TEL：（083）-774-4171 FAX：（083）-774-4170

■菊川営業所・菊川工場

下関市菊川町大字上岡枝716-1

TEL：（083）-288-1050 FAX：（083）-287-4720



■休日・時間外対応

損保ジャパン株式会社

・事故サポートセンター(24時間365日)

TEL 0120-256-110

・ロードアシスタンス専用デスク(24時間365日レッカー無料)

TEL 0120-365-110